

A

令和 6年 5月23日提出

第2回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

第	78 号議案	令和 6 年度浜松市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
第	79 号議案	令和 6 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第	80 号議案	令和 6 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第	81 号議案	令和 6 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第	82 号議案	浜松市総合体育館条例の一部改正について	4
第	83 号議案	浜松市運動広場条例の一部改正について	7
第	84 号議案	浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する 条例の一部改正について	11
第	85 号議案	浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	13
第	86 号議案	浜松市税条例の一部改正について	17
第	87 号議案	浜松市立保育所条例の一部改正について	28
第	88 号議案	浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	30
第	89 号議案	浜松市観光バス公共駐車場条例の一部改正について	32
第	90 号議案	浜松市ギャラリーモール条例及び浜松市新川モール条例の一部改正 について	34
第	91 号議案	浜松都市計画事業高竜土地地区画整理事業施行条例の廃止について	37
第	92 号議案	浜松市かわな野外活動センター条例の一部改正について	38
第	93 号議案	浜松市美術館条例の一部改正について	43
第	94 号議案	浜松市勤労福祉センター条例の制定について	48
第	95 号議案	工事請負契約の一部変更について （（国）152号道路災害復旧工事（抑止工1））	55
第	96 号議案	工事請負契約の一部変更について （（国）152号道路災害復旧工事（抑止工2））	56
報 第	3 号	専決処分の承認について （令和 6 年度浜松市一般会計補正予算（第 1 号））	57

報 第 4 号	専決処分の承認について (浜松市税条例の一部改正について) ……………	68
報 第 5 号	専決処分の報告 ……………	97
報 第 6 号	一般財団法人浜松市清掃公社の令和 6 年度事業計画について ……………	別冊
報 第 7 号	公益財団法人浜松市花みどり振興財団の令和 6 年度事業計画 について ……………	別冊
報 第 8 号	公益財団法人浜松市医療公社の令和 6 年度事業計画について ……………	別冊
報 第 9 号	公益財団法人浜松市文化振興財団の令和 6 年度事業計画について ……	別冊
報 第 10 号	株式会社なゆた浜北の令和 6 年度事業計画について ……………	別冊
報 第 11 号	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の令和 6 年度 事業計画について ……………	別冊
報 第 12 号	令和 5 年度浜松市繰越明許費繰越計算書 ……………	107
報 第 13 号	令和 5 年度浜松市事故繰越し繰越計算書 ……………	111
報 第 14 号	令和 5 年度浜松市水道事業会計予算繰越計算書 ……………	113
報 第 15 号	令和 5 年度浜松市下水道事業会計予算繰越計算書 ……………	114
監報第 8 号	定期監査等の結果に関する報告について ……………	別冊
監報第 9 号	例月出納検査の結果に関する報告について ……………	別冊

第 82 号 議 案

令和 6年 5月23日 提 出

浜松市総合体育館条例の一部改正について

浜松市総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市総合体育館条例の一部を改正する条例

浜松市総合体育館条例（平成17年浜松市条例第197号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表第2（第8条・第21条関係）					別表第2（第8条・第21条関係）						
1～7（略）					1～7（略）						
8 浜松市引佐総合体育館					8 浜松市引佐総合体育館						
(1) アリーナ等					(1) アリーナ等						
利用時間区分 利用区分		午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	午後9時から午後9時30分まで	利用時間区分 利用区分		午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	午後9時から午後9時30分まで		
		1時間につき	1時間につき				1時間につき	1時間につき			
アリーナ	全面に利用する場合	円 <u>1,350</u>	円 <u>1,870</u>	円 <u>930</u>	アリーナ	全面に利用する場合	円 <u>1,750</u>	円 <u>2,420</u>	円 <u>1,210</u>		
	その他に利用する場合	<u>6,750</u>	<u>9,370</u>	<u>4,680</u>		その他に利用する場合	<u>8,750</u>	<u>12,120</u>	<u>6,060</u>		
	3分の1に利用する場合	<u>900</u>	<u>1,250</u>	<u>620</u>		3分の1に利用する場合	<u>1,160</u>	<u>1,610</u>	<u>800</u>		
	2面に利用する場合	<u>4,500</u>	<u>6,250</u>	<u>3,120</u>		2面に利用する場合	<u>5,830</u>	<u>8,080</u>	<u>4,040</u>		
	2分の1に利用する場合	<u>670</u>	<u>930</u>	<u>460</u>		2分の1に利用する場合	<u>870</u>	<u>1,210</u>	<u>600</u>		
	1面に利用する場合	<u>3,370</u>	<u>4,680</u>	<u>2,340</u>		1面に利用する場合	<u>4,370</u>	<u>6,060</u>	<u>3,030</u>		
	3分の1に利用する場合	<u>450</u>	<u>620</u>	<u>310</u>		3分の1に利用する場合	<u>580</u>	<u>800</u>	<u>400</u>		
	1面に利用する場合	<u>2,250</u>	<u>3,120</u>	<u>1,560</u>		1面に利用する場合	<u>2,910</u>	<u>4,040</u>	<u>2,020</u>		
	(略)					(略)					
	備考（略）					備考（略）					
(2) テニスコート					(2) テニスコート						
利用時間区分 利用区分		午前9時から午後9時まで 2時間につき			利用時間区分 利用区分		午前9時から午後9時まで 2時間につき				
		1面につき					1面につき				
		990円					1,100円				
備考（略）					備考（略）						

(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)
9～11 (略)	9～11 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。ただし、この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

第 83 号 議 案

令和 6年 5月23日 提 出

浜松市運動広場条例の一部改正について

浜松市運動広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市運動広場条例の一部を改正する条例

浜松市運動広場条例（平成11年浜松市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 運動広場の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 運動広場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
浜松市細江総合グラウンド	(略)	浜松市細江総合グラウンド	(略)
浜松市引佐運動広場	浜松市浜名区引佐町東黒田847番地の1		
浜松市三ヶ日運動場	(略)	浜松市三ヶ日運動場	(略)
(略)		(略)	
別表第1（第3条・第4条関係）		別表第1（第3条・第4条関係）	
名称	開場時間	休場日	
(略)			
浜松市細江総合グラウンド	(略)		
浜松市引佐運動広場	午前9時から午後9時まで（夜間照明設備にあっては、日没から午後9時まで）	12月29日から翌年の1月3日まで	
浜松市三ヶ日運動場	(略)		
(略)			
別表第2（第7条・第18条関係）		別表第2（第7条・第18条関係）	
1～3 (略)		1～3 (略)	
4 浜松市細江総合グラウンド		4 浜松市細江総合グラウンド	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) ミーティング室		(3) ミーティング室	
(表略)		ア 施設 (表略)	

備考 (略)

(4) (略)

5 浜松市引佐運動広場

(1) 運動広場

利用時間区分 利用区分	午前9時から午後9時 まで 2時間につき
全面	1,780円
半面	890円

備考

1 利用時間は、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までとする。

2 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。

(1) 所定の開場時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額

(2) 所定の開場時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額

3 利用料金を算定して得た額に10

備考 (略)

イ 冷暖房装置

1時間につき(15分未満の端数は切り捨て、15分以上は1時間とする。) 140円

(4) (略)

円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(2) 夜間照明設備

利用区分		金額
2基利用の場合	1回につき	1,070円
6基利用の場合		5,390円
6基利用で、うち2基減灯する場合		3,230円

6～10 (略)

別表第3 (第14条関係)

1 運動広場 (利用料金)

名称
(略)
浜松市細江総合グラウンド
浜松市引佐運動広場
浜松市浜北平口サッカー場

2 (略)

5～9 (略)

別表第3 (第14条関係)

1 運動広場 (利用料金)

名称
(略)
浜松市細江総合グラウンド
浜松市浜北平口サッカー場

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 84 号 議 案

令和 6年 5月23日 提 出

浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例の一部改正
について

浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例の一部を改正する条例

浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例（令和2年浜松市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第1項の規定に基づき、本市の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） <u>第173条第1項第1号</u> に定める額を控除して得た額について免除する。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第1項の規定に基づき、本市の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） <u>第173条の4第1項第1号</u> に定める額を控除して得た額について免除する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 85 号 議 案

令和 6年 5月23日 提 出

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年浜松市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(消防勤務手当)</p> <p>第15条 消防勤務手当は、消防職員が次に掲げる業務又は作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 災害時における消防自動車の緊急走行運転</p> <p>(2) 危険又は困難を伴う消防自動車の機関員の業務（災害時における<u>もの</u>を除く。）</p> <p>(3) 地上又は水面上5メートル以上の箇所における1時間以上にわたる消火等の作業（第6号<u>及び第7号</u>に掲げる業務を除く。）</p> <p>(4) 災害時における危険を伴う業務（第1号、次号<u>及び第7号</u>に掲げる業務を除く。）</p> <p>(5) 救急救命業務</p> <p>(6) 救助隊の業務（次号に掲げる業務を除く。）</p> <p>(7) 山岳救助隊の業務</p> <p>(8)・(9) (略)</p>	<p>(消防勤務手当)</p> <p>第15条 消防勤務手当は、消防職員が次に掲げる業務又は作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 災害時における消防自動車の緊急走行運転（<u>第10号</u>に掲げる業務を除く。）</p> <p>(2) 危険又は困難を伴う消防自動車の機関員の業務（災害時における<u>業務及び第10号</u>に掲げる業務を除く。）</p> <p>(3) 地上又は水面上5メートル以上の箇所における1時間以上にわたる消火等の作業（第6号、<u>第7号及び第10号</u>に掲げる業務を除く。）</p> <p>(4) 災害時における危険を伴う業務（第1号、次号、<u>第7号及び第10号</u>に掲げる業務を除く。）</p> <p>(5) 救急救命業務（<u>第10号</u>に掲げる業務を除く。）</p> <p>(6) 救助隊の業務（次号<u>及び第10号</u>に掲げる業務を除く。）</p> <p>(7) 山岳救助隊の業務（<u>第10号</u>に掲げる業務を除く。）</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(10) <u>異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい道路、河川等の現場で行う業務であって次に掲げるもの</u></p>

<p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>ア 消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として行う同法第44条第1項に規定する消防の応援等の業務</u></p> <p><u>イ ア以外の業務であって、市長が認めるもの</u></p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 前項第10号アの業務 業務に従事した日1日につき1,680円</u></p> <p><u>(10) 前項第10号イの業務 業務に従事した日1日につき840円</u></p> <p>3 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日の翌日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 改正後の浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年1月1日（以下「適用日」という。）以後に従事する業務に係る特殊勤務手当について適用する。

(特殊勤務手当の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

(災害応急作業手当との調整)

- 適用日から施行日の前日までの間において、職員が改正前の条例第14条第1項に規定する作業（以下「災害応急作業」という。）に従事した場合であって、当該災害応急作業が改正後の条例第15条第1項第10号に掲げる消防勤務手当（以下「第10号消防勤務手当」という。）の支給の要件に該当する業務であるときは、同号並びに同条第2項第9号及び第10号の規定にかかわらず、当該災害応急作業に従事した日ごとの災

害応急作業に係る改正前の条例第14条第1項の手当の額（以下「災害応急作業手当額」という。）が第10号消防勤務手当の日額に満たないときは、その差額を第10号消防勤務手当として支給し、災害応急作業手当額が第10号消防勤務手当の日額以上であるときは、第10号消防勤務手当は支給しない。

（細目）

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

第 86 号 議 案
令和 6年 5月23日 提 出

浜松市税条例の一部改正について

浜松市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市税条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市税条例（昭和29年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の規定<u>によって</u>市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日（<u>前項第5号の規定により減免を受けようとする者</u>にあっては、同日又は災害の発生から30日を経過する日のいずれか遅い日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 第1項（第5号を除く。）の規定<u>によって</u>市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>においては</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の規定<u>により</u>市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日（<u>同項第5号の規定により減免を受けようとする者</u>にあっては、同日又は災害の発生から30日を経過する日のいずれか遅い日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、同号の規定による減免について、市長が、当該者が同号に該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 第1項（第5号を除く。）の規定<u>により</u>市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>には</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>
<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2 前項の規定<u>によって</u>固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日（<u>前項第3号の規定により減免を受けようとする者</u>にあっては、同日又は災害の発生から30日を経過する日のいずれか遅い日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければなら</p>	<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2 前項の規定<u>により</u>固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日（<u>同項第3号の規定により減免を受けようとする者</u>にあっては、同日又は災害の発生から30日を経過する日のいずれか遅い日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

ない。

(1)～(5) (略)

3 第1項(第3号を除く。)の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第11条の2 (略)

2～13 (略)

14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で

ただし、同号の規定による減免について、市長が、当該者が所有する固定資産が同号に該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) (略)

3 第1項(第3号を除く。)の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第11条の2 (略)

2～13 (略)

14 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で

20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で

定める割合は、2分の1とする。

20 (略)

21 法附則第15条第32項に規定する条
例で定める割合は、3分の1とする。

22 法附則第15条第33項に規定する条
例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する条
例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第42項に規定する条
例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第43項に規定する条
例で定める割合は、4分の3とする。

26・27 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の
規定等の適用を受けようとする者がすべき
申告)

第11条の3 (略)

2 (略)

定める割合は、2分の1とする。

21 (略)

22 法附則第15条第32項に規定する条
例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第37項に規定する条
例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第38項に規定する条
例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第41項に規定する条
例で定める割合は、3分の1とする。

26 法附則第15条第42項に規定する条
例で定める割合は、4分の3とする。

27・28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の
規定等の適用を受けようとする者がすべき
申告)

第11条の3 (略)

2 (略)

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は
第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有
に係る住宅については、前項の申告書の提
出がなかった場合においても、長期優良住
宅の普及の促進に関する法律（平成20年
法律第87号）第5条第4項に規定する管
理者等から、法附則第15条の7第3項に
規定する期間内に施行規則附則第7条第4
項に規定する書類の提出がされ、かつ、当
該区分所有に係る住宅が法附則第15条の
7第1項又は第2項に規定する要件に該当
すると認められるときは、前項の規定にか
かわらず、同条第1項又は第2項の規定を
適用することができる。

3～7 (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を

4～8 (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を

受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

1 4 (略)

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第12条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第62条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第62条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(6) (略)

1 5 (略)

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第12条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第62条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第62条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第56条 法第348条第2項第9号、第9	第56条 法第348条第2項第9号、第9

号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第5号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設

号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第5号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設

<p>置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第3条 浜松市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の6 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき金額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内に事務</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の6 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき金額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内に事</p>

所を有する法人（前号に掲げる法人を除き、設立前のものを含む。以下この条において同じ。）又は団体に対する寄附金で市民の福祉の増進に寄与するものとして市長が指定するもの

2～6 （略）

附 則

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第5条 （略）

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第5条の2 当分の間、租税特別措置法第

40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第6条 （略）

務所を有する法人（前号に掲げる法人を除き、設立前のものを含む。以下この条において同じ。）又は団体に対する寄附金で市民の福祉の増進に寄与するものとして市長が指定するもの

2～6 （略）

附 則

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第5条 （略）

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第6条 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 令和7年4月1日

(2) 第3条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の浜松市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

第 87 号 議 案

令和 6年 5月23日 提 出

浜松市立保育所条例の一部改正について

浜松市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市立保育所条例の一部を改正する条例

浜松市立保育所条例（昭和24年浜松市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
浜松市立佐鳴台保育園	浜松市中央区佐鳴台三丁目30番1号	浜松市立佐鳴台保育園	浜松市中央区佐鳴台三丁目31番2号
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

第 88 号 議 案

令和 6年 5月23日 提 出

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市病院事業の設置等に関する条例（昭和48年浜松市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(経営の基本)		(経営の基本)	
第3条 (略)		第3条 (略)	
2 病院の診療科目は、次のとおりとする。		2 病院の診療科目は、次のとおりとする。	
名称	診療科目	名称	診療科目
浜松医療センター	(略) 血管外科	浜松医療センター	(略) 血管外科 <u>腫瘍内科</u> <u>放射線診断科</u>
浜松市リハビリテーション病院	(略) 整形外科 リハビリテーション科 (略)	浜松市リハビリテーション病院	(略) 整形外科 <u>脳神経外科</u> <u>リハビリテーション科</u> (略)
(略)		(略)	
3 (略)		3 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

第 89 号 議 案

令和 6年 5月23日 提 出

浜松市観光バス公共駐車場条例の一部改正について

浜松市観光バス公共駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市観光バス公共駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市観光バス公共駐車場条例（平成12年浜松市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（駐車場を使用できる自動車の種類）</p> <p>第3条 駐車場を使用できる自動車は、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）<u>第13条第2号</u>の規定による分類番号の最初の数字が2である自動車であって道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する事業を行うためのもの（以下「観光バス」という。）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、観光バス以外の自動車を駐車させることができる。</p>	<p>（駐車場を使用できる自動車の種類）</p> <p>第3条 駐車場を使用できる自動車は、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）<u>第13条第1項第2号</u>の規定による分類番号の最初の数字が2である自動車であって道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する事業を行うためのもの（以下「観光バス」という。）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、観光バス以外の自動車を駐車させることができる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市観光バス公共駐車場条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
別表（第6条関係）	別表（第6条関係）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日1回 1台につき 午前7時30分から午後9時30分まで</td> <td><u>1,040円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1日1回 1台につき 午前7時30分から午後9時30分まで	<u>1,040円</u>	（略）		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日1回 1台につき 午前7時30分から午後9時30分まで</td> <td><u>2,200円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1日1回 1台につき 午前7時30分から午後9時30分まで	<u>2,200円</u>	（略）	
区分	金額												
1日1回 1台につき 午前7時30分から午後9時30分まで	<u>1,040円</u>												
（略）													
区分	金額												
1日1回 1台につき 午前7時30分から午後9時30分まで	<u>2,200円</u>												
（略）													

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

第 90 号 議 案

令和 6年 5月23日提 出

浜松市ギャラリーモール条例及び浜松市新川モール条例の一部改正について

浜松市ギャラリーモール条例及び浜松市新川モール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市ギャラリーモール条例及び浜松市新川モール条例の一部を改正する条例

(浜松市ギャラリーモール条例の一部改正)

第1条 浜松市ギャラリーモール条例（平成23年浜松市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第7条 モールにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3条に規定する事業に係る行為又は第5条第1項若しくは第2項の許可に係る行為については、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 球戯をし、<u>ローラースケート</u>をし、又はこれらに類する行為をすること。</p> <p>(6)～(9) (略)</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 市長は、モールの区域を告示しなければならない。当該区域を変更したときも、同様とする。</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第7条 モールにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3条に規定する事業に係る行為又は第5条第1項若しくは第2項の許可に係る行為については、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 球戯をし、<u>スケートボード</u>をし、又はこれらに類する行為をすること。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p><u>2 何人も、前項各号に掲げる行為（同項ただし書に規定する行為を除く。）のうち、モールにおいて標識の掲示その他の表示により禁止されているものを行う目的で、モールに立ち入ってはならない。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市新川モール条例の一部改正)

第2条 浜松市新川モール条例（令和3年浜松市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置)	(名称及び位置)

第2条 (略)

(行為の禁止)

第6条 (略)

第2条 (略)

2 市長は、モールの区域を告示しなければならない。当該区域を変更したときも、同様とする。

(行為の禁止)

第6条 (略)

2 何人も、前項各号に掲げる行為(同項ただし書に規定する行為を除く。)のうち、モールにおいて標識の掲示その他の表示により禁止されているものを行う目的で、モールに立ち入ってはならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年7月17日から施行する。

第 91 号 議 案

令和 6年 5月23日 提 出

浜松都市計画事業高竜土地地区画整理事業施行条例の廃止について

浜松都市計画事業高竜土地地区画整理事業施行条例を廃止する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松都市計画事業高竜土地地区画整理事業施行条例を廃止する条例

浜松都市計画事業高竜土地地区画整理事業施行条例（平成 9 年浜松市条例第 7 2 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 92 号 議 案

令和 6年 5月23日 提 出

浜松市かわな野外活動センター条例の一部改正について

浜松市かわな野外活動センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市かわな野外活動センター条例の一部を改正する条例

浜松市かわな野外活動センター条例（昭和60年浜松市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）				
1 施設利用料金					1 施設利用料金				
(1) 宿泊施設（炊事用具を含む。）					(1) 宿泊施設（炊事用具を含む。）				
		利用区分		金額			利用区分		金額
舎 営 施 設	宿 泊 （1人 1泊に つき）	幼児	幼稚園の園児が 教育課程に基づ く教育活動とし て利用する場合 及び保育所の園 児が保育活動と して利用する場 合並びにこれら に準じる場合	円 <u>100</u>	幼児		幼稚園の園児が 教育課程に基づ く教育活動とし て利用する場合 及び保育所の園 児が保育活動と して利用する場 合並びにこれら に準じる場合	円 <u>200</u>	
			その他の場合	<u>200</u>			その他の場合	<u>400</u>	
		小 学 校 の 児 童 （これ に準じ る者 を含 む。以 下 同 じ。）	小学校の児童又 は中学校の生徒 が教育課程に基 づく教育活動と して利用する場 合	<u>150</u>	小 学 校 の 児 童 （これ に準じ る者 を含 む。以 下 同 じ。）		小学校の児童又 は中学校の生徒 が教育課程に基 づく教育活動と して利用する場 合	<u>300</u>	
			その他の場合	<u>310</u>			その他の場合	<u>620</u>	
				高等学校の生徒（これに準 じる者を含む。以下同じ。）	<u>310</u>			高等学校の生徒（これに準 じる者を含む。以下同じ。）	<u>620</u>
				一般	<u>620</u>			一般	<u>1,240</u>
		日 帰 り（1 人1日 につ き）	幼児	幼稚園の園児が 教育課程に基づ く教育活動とし て利用する場合 及び保育所の園 児が保育活動と して利用する場 合並びにこれら に準じる場合	<u>50</u>	日 帰 り（1 人1日 につ き）	幼児		幼稚園の園児が 教育課程に基づ く教育活動とし て利用する場合 及び保育所の園 児が保育活動と して利用する場 合並びにこれら に準じる場合
その他の場合	<u>100</u>			その他の場合	<u>200</u>				

	小学校の児童及び中学校の生徒	小学校の児童又は中学校の生徒が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	50
		その他の場合	100
	高等学校の生徒		100
	一般		200
野宿泊 営(1人 施1泊に 設つき)	小学校の児童及び中学校の生徒	小学校の児童又は中学校の生徒が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	100
		その他の場合	200
	高等学校の生徒		200
	一般		410

備考

1・2 (略)

3 浜松市又は湖西市内に所在する団体以外の団体が利用する場合における当該団体に属する者の利用料金は、所定の利用料金の1.5倍に相当する額とする。

4 (略)

(2) 多目的ホール及び体育室

利用区分		利用時間区分	午前9時から午後9時まで 1時間につき
		多目的ホールの幼児の団体	幼稚園の園児の団体が教育課程に基づく教育活動として利用する場合及び保育所の園児の団体が保育活動として利用する場合並びにこれらに準じる場合
多目的ホール	幼児の団体		円 35
		その他の場合	70
小学校の児童及び	小学校の児童又は中学校の生徒の団体が教育課程に基づく教育活動として利用する場合		85

	小学校の児童及び中学校の生徒	小学校の児童又は中学校の生徒が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	100
		その他の場合	200
	高等学校の生徒		200
	一般		400
野宿泊 営(1人 施1泊に 設つき)	小学校の児童及び中学校の生徒	小学校の児童又は中学校の生徒が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	200
		その他の場合	400
	高等学校の生徒		400
	一般		820

備考

1・2 (略)

3 浜松市内に所在する団体以外の団体が利用する場合における当該団体に属する者の利用料金は、所定の利用料金の1.5倍に相当する額とする。

4 (略)

(2) 多目的ホール及び体育室

利用区分		利用時間区分	午前9時から午後9時まで 1時間につき
		多目的ホールの幼児の団体	幼稚園の園児の団体が教育課程に基づく教育活動として利用する場合及び保育所の園児の団体が保育活動として利用する場合並びにこれらに準じる場合
多目的ホール	幼児の団体		円 70
		その他の場合	140
小学校の児童及び	小学校の児童又は中学校の生徒の団体が教育課程に基づく教育活動として利用する場合		170

	中学校の生徒の団体	その他の場合	<u>170</u>
	高等学校の生徒の団体		<u>170</u>
	一般の団体		<u>550</u>
体育室	幼児の団体	幼稚園の園児の団体が教育課程に基づく教育活動として利用する場合及び保育所の園児の団体が保育活動として利用する場合並びにこれらに準じる場合	<u>50</u>
		その他の場合	<u>100</u>
小学校の児童及び中学校の生徒の団体		小学校の児童又は中学校の生徒の団体が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	<u>120</u>
		その他の場合	<u>240</u>
	高等学校の生徒の団体		<u>240</u>
	一般の団体		<u>800</u>

備考

- 1 (略)
- 2 浜松市又は湖西市内に所在する団体以外の団体が利用する場合の利用料金は、所定の利用料金の1.5倍に相当する額とする。
- 3 (略)
- 2 暖房装置利用料金（舎営施設に限る。）
1棟につき 1,460円
- 3 炊事用具利用料金
1式1回につき 200円

	中学校の生徒の団体	その他の場合	<u>340</u>
	高等学校の生徒の団体		<u>340</u>
	一般の団体		<u>1,100</u>
体育室	幼児の団体	幼稚園の園児の団体が教育課程に基づく教育活動として利用する場合及び保育所の園児の団体が保育活動として利用する場合並びにこれらに準じる場合	<u>100</u>
		その他の場合	<u>200</u>
小学校の児童及び中学校の生徒の団体		小学校の児童又は中学校の生徒の団体が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	<u>240</u>
		その他の場合	<u>480</u>
	高等学校の生徒の団体		<u>480</u>
	一般の団体		<u>1,600</u>

備考

- 1 (略)
- 2 浜松市内に所在する団体以外の団体が利用する場合の利用料金は、所定の利用料金の1.5倍に相当する額とする。
- 3 (略)
- 2 暖房装置利用料金（舎営施設に限る。）
1棟につき 2,920円
- 3 炊事用具利用料金
1式1回につき 400円

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用

する。ただし、この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

第 93 号 議 案

令和 6年 5月23日 提 出

浜松市美術館条例の一部改正について

浜松市美術館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市美術館条例の一部を改正する条例

浜松市美術館条例（昭和46年浜松市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(観覧料)</p> <p>第7条 <u>美術館</u>の美術品等を観覧しようとする者は、観覧の際別表第1に定める観覧料を納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、観覧後に観覧料を納付することができる。</p>	<p>(観覧料)</p> <p>第7条 <u>浜松市美術館</u>の美術品等を観覧しようとする者は、観覧の際別表第1に定める観覧料を納めなければならない。ただし、<u>規則で定める場合</u>その他市長が特別の理由があると認める場合は、観覧後に観覧料を納付することができる。</p>
<p>(使用料)</p> <p>第10条 <u>美術館</u>の使用料は、別表第2及び別表第3のとおりとする。</p> <p>2 前項に規定する使用料は、<u>利用の許可</u>を受けた際に納付しなければならない。ただし、<u>市長において特別の理由があると認めるときは、利用後に使用料を納付することができる。</u></p>	<p>(使用料)</p> <p>第10条 <u>浜松市美術館</u>の使用料は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 前項に規定する使用料は、<u>前条の規定による許可</u>を受けた際に納付しなければならない。ただし、<u>規則で定める場合</u>その他市長が特別の理由があると認める場合は、<u>この限りでない。</u></p>
<p>(観覧料等の減免)</p> <p>第12条 第7条に規定する観覧料及び第10条第1項に規定する使用料(以下これらを「観覧料等」という。)について市長が<u>特別の理由があると認めるときは、これを減免</u>することができる。</p>	<p>(観覧料等の減免)</p> <p>第12条 市長は、<u>規則で定める場合</u>その他<u>特別の理由があると認める場合は、</u>第7条に規定する観覧料及び第10条第1項に規定する使用料(以下これらを「観覧料等」という。)を減免することができる。</p>
<p>(観覧料等の不還付)</p> <p>第13条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、<u>市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付</u>することができる。</p>	<p>(観覧料等の不還付)</p> <p>第13条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、<u>市長は、規則で定める場合</u>その他<u>特別の理由があると認める場合は、当該観覧料等の全部又は一部を還付</u>することができる。</p>
<p>(利用権の譲渡禁止)</p> <p>第14条 <u>利用者</u>は、利用の権利を譲渡し、又</p>	<p>(利用権の譲渡禁止)</p> <p>第14条 <u>第9条の規定による許可</u>を受けた</p>

は転貸してはならない。

(指定管理者による管理)

第17条の2 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に浜松市秋野不矩美術館の管理を行わせるものとする。

2・3 (略)

者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者による管理)

第17条の2 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に浜松市秋野不矩美術館の管理を行わせるものとする。

2・3 (略)

(利用料金の納付)

第17条の3 浜松市秋野不矩美術館の美術品等を観覧しようとする者にあつては観覧の際、第9条の規定による許可（浜松市秋野不矩美術館に係るものに限る。）を受けた者にあつては当該許可を受けた際に、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第17条の4 指定管理者は、規則で定める場

<p>(協議会の設置)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>別表第1 (第7条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別表第3 (<u>第10条</u>関係)</p> <p><u>浜松市秋野不矩美術館施設使用料</u></p> <p>(表略)</p>	<p><u>合その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。</u></p> <p><u>(利用料金の不還付)</u></p> <p><u>第17条の5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(協議会の設置)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>別表第1 (第7条・<u>第17条の3</u>関係)</p> <p>(略)</p> <p>別表第3 (<u>第17条の3</u>関係)</p> <p><u>浜松市秋野不矩美術館施設利用料金</u></p> <p>(表略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 浜松市秋野不矩美術館に係る改正後の浜松市美術館条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後における観覧及び施設の利用(施行日前にされた改正前の第9条の規定による許可に係るものを除く。)について適用し、施行日前における観覧及び施設の利用(施行日前にされた改正前の第9条の規定による許可に係る施行日以後における施設の利用を含む。)については、なお従前の例による。

(国民の祝日における浜松市公の施設の開放に関する条例の一部改正)

- 3 国民の祝日における浜松市公の施設の開放に関する条例(昭和55年浜松市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第2条 次の表の左欄に掲げる公の施設については、同表の中欄に掲げる国民の祝日に限</p>	<p>第2条 次の表の左欄に掲げる公の施設については、同表の中欄に掲げる国民の祝日に限</p>

り、同表の右欄に掲げる使用料又は利用料金を無料とする。

(略)		
浜松市秋野不矩美術館	文化の日	浜松市美術館条例第7条に規定する <u>観覧料</u> (常設展に係るものに限る。)

り、同表の右欄に掲げる使用料又は利用料金を無料とする。

(略)		
浜松市秋野不矩美術館	文化の日	浜松市美術館条例第17条の3に規定する <u>利用料金</u> (常設展に係るものに限る。)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(市制記念日及び県民の日における浜松市公の施設の開放に関する条例の一部改正)

4 市制記念日及び県民の日における浜松市公の施設の開放に関する条例(平成9年浜松市条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>第2条 次の表の左欄に掲げる公の施設については、市制記念日及び県民の日に限り、同表の右欄に掲げる使用料又は利用料金を無料とする。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>浜松市秋野不矩美術館</td> <td>浜松市美術館条例第7条に規定する<u>観覧料</u>(常設展に係るものに限る。)</td> </tr> </table>	(略)		浜松市秋野不矩美術館	浜松市美術館条例第7条に規定する <u>観覧料</u> (常設展に係るものに限る。)	<p>第2条 次の表の左欄に掲げる公の施設については、市制記念日及び県民の日に限り、同表の右欄に掲げる使用料又は利用料金を無料とする。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>浜松市秋野不矩美術館</td> <td>浜松市美術館条例第17条の3に規定する<u>利用料金</u>(常設展に係るものに限る。)</td> </tr> </table>	(略)		浜松市秋野不矩美術館	浜松市美術館条例第17条の3に規定する <u>利用料金</u> (常設展に係るものに限る。)
(略)									
浜松市秋野不矩美術館	浜松市美術館条例第7条に規定する <u>観覧料</u> (常設展に係るものに限る。)								
(略)									
浜松市秋野不矩美術館	浜松市美術館条例第17条の3に規定する <u>利用料金</u> (常設展に係るものに限る。)								

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 94 号 議 案
令和 6年 5月23日 提 出

浜松市勤労福祉センター条例の制定について

浜松市勤労福祉センター条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市勤労福祉センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、勤労者等の福祉の増進を図るため設置する勤労福祉センターについて必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 勤労福祉センターは、浜松市勤労福祉センター（以下「センター」という。）といい、浜松市中央区船越町11番11号に置く。

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 勤労者等の会議、研修等のため又は福利厚生を図るために施設を提供すること。
- (2) 勤労者等に対する講座、教室等を開催すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、庭球場については、午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項の規定により市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第5条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、開館し、又は休館日を変更することができる。

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体にセンターの管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関して市長が必要があると認める業務

(入館の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 施設、設備、展示品等を損傷した者又はそのおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがある物品又は動物類を携帯する者
- (3) めいていしている者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者

(利用の許可)

第8条 センターの施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 施設、設備、展示品等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(利用料金の納付)

第10条 第8条の規定による許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を利用する日前において指定管理者が指定する日までに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合そ

の他特別の理由があると認める場合は、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡禁止)

第13条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、センターの利用を終了したとき又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第16条 センターの施設、設備、展示品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項及び附則第4項の規定は公布の日から、第10条第3項及び第4項の規定は規則で定める日から施行する。

(浜松市勤労会館条例及び浜松市立勤労青少年ホーム条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 浜松市勤労会館条例（昭和58年浜松市条例第35号）

(2) 浜松市立勤労青少年ホーム条例（昭和60年浜松市条例第22号）

(準備行為)

3 第6条第1項の規定による指定及び浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号）第2条から第8条までの規定による指定の手續その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

4 別表の1の備考の1の規定による認定及びこれに関し必要な手續その他の行為は、施

行日前においても行うことができる。

(利用料金制移行までの間の経過措置)

- 5 施行日から附則第1項ただし書に規定する規則で定める日の前日までの間におけるこの条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条の見出し	利用料金	使用料
第10条第1項	指定管理者	市長
	利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)	使用料
第10条第2項	利用料金は	使用料は
	定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする	定める額とする
第11条(見出しを含む。)及び第12条(見出しを含む。)	利用料金	使用料
	指定管理者	市長
別表	利用料金	使用料

別表(第10条関係)

1 ホール等

利用区分		利用時間区分	午前9時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30 分まで
			円	円
多目的ホール	勤労者団体等		710	350
	その他		1,430	710
大会議室	勤労者団体等		710	350
	その他		1,430	710
大会議室 東	勤労者団体等		480	240
	その他		960	480
大会議室 西	勤労者団体等		230	110
	その他		470	230
中会議室1	勤労者団体等		230	110
	その他		470	230
中会議室2	勤労者団体等		630	310
	その他		1,270	630
小会議室1	勤労者団体等		140	70
	その他		280	140
小会議室2	勤労者団体等		110	50
	その他		230	110
会議室1	勤労者団体等		140	70
	その他		280	140
会議室2	勤労者団体等		140	70
	その他		280	140
会議室3	勤労者団体等		140	70
	その他		280	140

会議室 4	勤労者団体等	140	70
	その他	280	140
スタジオ	勤労者団体等	630	310
	その他	1,270	630
音楽室	勤労者団体等	390	190
	その他	790	390
茶室	勤労者団体等	190	90
	その他	380	190
美術工芸室	勤労者団体等	150	70
	その他	300	150
体育館	全面	勤労者団体等	640
		その他	1,280
	片面	勤労者団体等	320
		その他	640

備考

- 1 勤労者団体等とは、勤労者で組織する団体その他これに準じる団体で市長が認めるものをいう。以下同じ。
- 2 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 3 利用者が300円以上の入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。以下同じ。）を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とする。
- 4 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金（備考の3に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。（2）において同じ。）に相当する額
 - (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 5 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 楽器保管庫

1室1日につき 50円

3 庭球場

(1) 施設

利用区分	利用時間区分	午前9時から午後9時まで	2時間につき
勤労者団体等	1面につき		550円
その他	1面につき		1,100円

備考

1 利用時間は、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までとする。

2 利用者が300円以上の入場料を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とする。

3 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりとする。

(1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金（備考の2に規定する利用にあつては、当該規定により算出した額とする。（2）において同じ。）に相当する額

(2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額

4 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(2) 照明設備

1面1時間につき（15分未満の端数は切り捨て、15分以上は1時間とする。）

200円

4 備付物品

規則で定める額

工事請負契約の一部変更について

次のとおり工事請負契約の一部を変更する。

浜松市長 中 野 祐 介

(令和4年6月20日 第79号議案 原案可決)

工事の名称	工事の概要	区分	契約金額
(国) 152号 道路災害復旧工 事(抑止工1)	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧延長 L=84m ・道路土工 V=20m³ 	変更前	310,200,000円
	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドアン カー工 N=114本 ・仮設工 1式 	変更後	327,824,200円

工事請負契約の一部変更について

次のとおり工事請負契約の一部を変更する。

浜松市長 中 野 祐 介

(令和4年6月20日 第80号議案 原案可決)

工事の名称	工事の概要	区分	契約金額
(国) 152号 道路災害復旧工 事(抑止工2)	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧延長 L=138m ・道路土工 V=760m³ 	変更前	343,200,000円
	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドアン カー工 N=207本 ・仮設工 1式 	変更後	404,094,900円

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから報告し、承認を
求める。

浜松市長 中 野 祐 介

令和6年度浜松市一般会計補正予算（第1号）

静岡県知事の辞職に伴う、令和6年5月26日執行の静岡県知事選挙の円滑な執行
のため、直ちに業務に着手する必要があることから、同法第179条第1項の規定によ
り専決処分とする。

浜松市長 中 野 祐 介

令和6年度浜松市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ364,000千円を追加し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ396,664,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 県支出金		千円 22,210,398	千円 364,000	千円 22,574,398
	3 委託金	1,448,926	364,000	1,812,926
歳 入 合 計		396,300,000	364,000	396,664,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 47,956,091	千円 364,000	千円 48,320,091
	10 選挙費	83,392	364,000	447,392
歳 出 合 計		396,300,000	364,000	396,664,000

令和6年度

補正予算に関する説明書

浜 松 市

この説明中、歳入歳出補正予算事項別明細書における2歳入、3歳出については、予算審議の便に供するため、議決科目である款項を予算執行科目の目節と同時に記載し、表罫二本線(====)で議決科目と執行科目の区分を明確化したものである。

一 般 会 計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	147,200,000	-	147,200,000
2 地方譲与税	3,765,000	-	3,765,000
3 利子割交付金	52,000	-	52,000
4 配当割交付金	742,000	-	742,000
5 株式等譲渡所得割交付金	1,157,000	-	1,157,000
6 分離課税所得割交付金	133,000	-	133,000
7 法人事業税交付金	2,150,000	-	2,150,000
8 地方消費税交付金	20,284,000	-	20,284,000
9 ゴルフ場利用税交付金	85,000	-	85,000
10 環境性能割交付金	772,000	-	772,000
11 軽油引取税交付金	6,365,000	-	6,365,000
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金	334,000	-	334,000
13 地方特例交付金	6,017,000	-	6,017,000
14 地方交付税	34,500,000	-	34,500,000
15 交通安全対策特別交付金	336,000	-	336,000
16 分担金及び負担金	670,474	-	670,474
17 使用料及び手数料	4,612,994	-	4,612,994
18 国庫支出金	76,402,520	-	76,402,520
19 県支出金	22,210,398	364,000	22,574,398
20 財産収入	1,396,596	-	1,396,596
21 寄附金	3,125,076	-	3,125,076
22 繰入金	19,224,139	-	19,224,139
23 繰越金	3,000,000	-	3,000,000
24 諸収入	9,821,603	-	9,821,603
25 市債	31,944,200	-	31,944,200
歳入合計	396,300,000	364,000	396,664,000

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 議会費	966,679	-	966,679				
2 総務費	47,956,091	364,000	48,320,091	364,000			
3 民生費	128,026,591	-	128,026,591				
4 衛生費	29,971,471	-	29,971,471				
5 労働費	451,584	-	451,584				
6 農林水産業費	6,430,275	-	6,430,275				
7 商工費	9,033,240	-	9,033,240				
8 土木費	55,357,355	-	55,357,355				
9 消防費	11,871,479	-	11,871,479				
10 教育費	66,813,235	-	66,813,235				
11 災害復旧費	4,000,000	-	4,000,000				
12 公債費	35,222,000	-	35,222,000				
13 予備費	200,000	-	200,000				
歳出合計	396,300,000	364,000	396,664,000	364,000			

2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
19 県支出金	22,210,398	364,000	22,574,398
3 委託金	1,448,926	364,000	1,812,926
1 総務費委託金	1,376,879	364,000	1,740,879
計	396,300,000	364,000	396,664,000

節		説明
区分	金額	
	千円	
県知事選挙費 委託金	364,000	県知事選挙執行経費に対するもの

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2 総務費	47,956,091	364,000	48,320,091	364,000			
10 選挙費	83,392	364,000	447,392	364,000			
1 選挙費	83,392	364,000	447,392	364,000			
計	396,300,000	364,000	396,664,000	364,000			

(歳出) 2 総務費

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
1 報酬	35,000	1 県知事選挙 364,000千円
3 職員手当等	109,000	(1) 人件費 144,000千円
7 報償費	2,000	ア 投票・開票管理者、立会人報酬 2,063人 30,000千円
8 旅費	1,900	イ 会計年度任用職員 43人 5,000千円
10 需用費	32,000	ウ 職員分 109,000千円
11 役務費	44,000	(2) 投票及び開票事業 189,000千円
12 委託料	107,000	(3) 投票及び開票事業デジタル運営経費 31,000千円
13 使用料及び賃借料	25,000	
14 工事請負費	1,000	
17 備品購入費	7,000	
21 補償、補填及び賠償金	100	

報 第 4 号
令和 6年 5月23日提 出

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから報告し、承認を
求める。

浜松市長 中 野 祐 介

専 第 7 号
令和 6年 3月30日専 決

浜松市税条例の一部改正について

浜松市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市税条例の一部を改正する条例

浜松市税条例（昭和29年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第8条の4 （略）</p>	<p>附 則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第8条の4 （略） <u>（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）</u> 第8条の5 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第8条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の5から第34条の8まで、附則第6条第2項、附則第8条第1項、附則第8条の3の2第1項、前条及び附則第10条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> 2 <u>前項の規定の適用がある場合における第34条の6第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の6第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び附則第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないも</u></p>

のとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第8条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額

を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはなし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはなし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に

係る個人の市民税に関する特例)

第8条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額を

いう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨

てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対

象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所

得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第8条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額

をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割

金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第8条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。
(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第8条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第9条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の5から第34条の7まで、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項、附則第8条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第9条第2項」とする。

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

税義務者の第34条の3、第34条の5から第34条の8まで、附則第6条第2項、附則第8条第1項、附則第8条の3の2第1項、附則第8条の4及び附則第10条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第9条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の5から第34条の7まで、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項、附則第8条の3の2第1項及び附則第8条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項、附則第8条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第9条第2項」と、附則第8条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第9条第2項及び」と、前条中「附則第8条の4及び」とあるのは「附則第8条の4、次条第2項及び」とする。

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

に関する用語の意義)

第12条 次条から附則第15条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(7) (略)

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合におけ

に関する用語の意義)

第12条 次条から附則第15条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(7) (略)

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

る固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特

例)

第14条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（表略）

（市街化区域農地に対して課する平成20年度以後の各年度分の固定資産税の特例）

第14条の2 （略）

2・3 （略）

4 令和2年度分の固定資産税について浜松市税条例の一部を改正する条例（令和3年浜松市条例第24号）による改正前の浜松市税条例附則第14条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規

例)

第14条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（表略）

（市街化区域農地に対して課する平成20年度以後の各年度分の固定資産税の特例）

第14条の2 （略）

2・3 （略）

定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る同条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

第14条の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農

第14条の3 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農

地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第16条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年

地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第16条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3

度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第

までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税につい

349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第

て法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第

15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第17条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(表略)

第18条の2 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市

15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第17条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(表略)

第18条の2 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市

計画税の額は、前条の規定により附則第14条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定

計画税の額は、前条の規定により附則第14条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれら

める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第18条の4 附則第16条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第16条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第16条第1項、第2項、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第16条第4項及び第5項並びに附則第17条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第17条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第17条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第18条及び附則第18条の2の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第18条の2第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(特別土地保有税の課税の特例)

第20条 附則第13条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第12条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規

の規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第18条の4 附則第16条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第16条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第16条第2項、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第16条第4項及び第5項並びに附則第17条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第17条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第17条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第18条及び附則第18条の2の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第18条の2第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(特別土地保有税の課税の特例)

第20条 附則第13条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第12条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規

定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第140条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第13条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第140条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第21条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第140条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第13条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第140条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第21条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第21条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる

(1)～(4) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第22条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条 (略)

第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第21条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる

(1)～(4) (略)

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第22条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第24条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第24条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

<p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>6 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、交通事故、物損事故にかかる和解及び損害賠償の額並びに工事請負契約の変更について専決処分したから報告する。

浜松市長 中 野 祐 介

道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
8	令和6年 2月21日	和 解 753,797円	浜松市浜名区 染地台六丁目13番6号 株式会社トーエネッ ク 浜北営業所 所長 伊澤 崇	令和5年 6月3日	浜松市天竜区 春野町胡桃平566番 地の4地先 物損事故
事故の状況		午前11時30分頃、相手方車両が県道水窪森線を東進中、道路の陥没（幅3.4m、長さ6m、高さ3.5m）により、車両底部等を損傷した物損事故である。			
負担割合		浜松市20% 相手方80%			
対 策		令和5年8月 復旧工事完了。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
9	令和6年 3月13日	和 解 139,170円	浜松市中央区 葵西一丁目 A氏	令和4年 6月24日	浜松市中央区 葵西二丁目7番22号 地先 人身事故
	<p>事故の状況 午前0時30分頃、相手方自転車が県道磐田細江線から市道葵28号線へ進入するため、グレーチング（側溝の蓋）上を通過した際、グレーチングが下がり転倒し、右鎖骨骨幹部を骨折した人身事故である。</p> <p>負担割合 浜松市70% 相手方30%</p> <p>対 策 令和4年7月 補修工事完了。</p>				
10	令和6年 3月28日	和 解 1,986,903円	浜松市浜名区 内野台 B氏	令和3年 8月28日	浜松市天竜区 水窪町山住376番地 の3地先 人身・物損事故
	<p>事故の状況 午後0時00分頃、相手方自転車が林道天竜線を北進中、横断側溝中央付近のグレーチングの接合部分に生じた隙間に車輪を落とした際転倒し、左肩を骨折、脱臼及び相手方自転車等を破損した人身・物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市70% 相手方30%</p> <p>対 策 令和3年9月7日 補修工事完了。</p>				

交通事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
11	令和6年 2月21日	和 解 76,837円	浜松市中央区 渡瀬町 C氏	令和5年 10月27日	浜松市中央区 北寺島町492番地の 2地先 交通事故（物損）
<p>事故の状況 午後5時45分頃、公用車が市道早出寺脇線を北進中、進行方向右側の駐車場から相手方車両が右折にて進入してきた際、相手方車両の左前部が公用車の右側面に接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市20% 相手方80%</p> <p>対 策 夜間で見通しが悪い場合は、より安全運転意識を高め、走行車線を走行している場合でも、常に周辺状況に気を配り、特に右折のために停車している車両の横を通過する場合は、停車車両の陰から、人や車両が飛び出してくる可能性を想定し、通常以上に集中して注意を払うように当該職員に指導するとともに、課内全員に対し注意喚起を行った。</p>					

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
12	令和6年 2月21日	和 解 44,000円	浜松市中央区 中央一丁目2番3号 イーステージ浜松パ ーキング共有組合 理事長 鈴木 明彦	令和5年 11月20日	浜松市中央区 中央一丁目2番3号 交通事故（物損）
<p>事故の状況 午後2時45分頃、イーステージ浜松に併設する駐車場に公用車で入庫しようとした際、入庫ゲートバーが上がった状態で前の車に続いて直進したところ、通過中に下がってきたバーと車両前部が接触し、バーを破損させた物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市 100%</p> <p>対 策 駐車場においても安全運転を徹底し、細心の注意を払い運転するとともに、駐車場内での事故の共有及び公用車運転時における安全運転について職員へ周知した。</p>					
13	令和6年 3月11日	和 解 139,837円	浜松市中央区 住吉五丁目28番1号 浜松中央警察署長 高橋 直人	令和5年 11月20日	浜松市中央区 元城町105番地の1 地先 交通事故（物損）
<p>事故の状況 午後4時00分頃、公用車が市道元城1号線を北進中、浜松市役所西第2駐車場に駐車するため右折した際、公用車の右側後部が道路標識の支柱に接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へ厳重注意を行うとともに、課員に、浜松市公用車「車中八策」を再確認し、事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。</p>					

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
14	令和6年 4月1日	和解 183,458円	浜松市中央区 佐藤一丁目 D氏	令和5年 12月18日	浜松市中央区 元城町103番地の2 浜松市役所本庁舎 立体駐車場1階 交通事故（物損）
<p>事故の状況 午前10時15分頃、浜松市役所立体駐車場1階において公用車を運転中、地下駐車場に向かう箇所を通り過ぎたため、一旦停車して後進した際、後方で停車していた相手方車両の前部に公用車の後部が接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対策 事故を起こした職員に対して嚴重注意を行うとともに、課内職員に対しても、落ち着いた運転と十分な後方確認を行うなど、交通安全を徹底するよう注意喚起を行った。</p>					
15	令和6年 4月11日	和解 29,920円	浜松市中央区 小池町1916番地 有限会社マブチトレ ーディング 代表取締役 間渕克己	令和5年 12月18日	浜松市中央区 青屋町680番地の1 地先 交通事故（物損）
<p>事故の状況 午前9時31分頃、救急車が緊急走行にて県道五島天竜川停車場線を南進中、信号待ちをしていた停車車両の右側ドアミラーに救急車左側ドアミラーが接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対策 事故を起こした職員及び同乗していた職員に嚴重注意を行うとともに、再発防止のため、所属職員には映像を使って事故検証し、危険予知トレーニングを行った。</p>					

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
16	令和6年 4月11日	和解 10,204円	浜松市天竜区 二俣町 E氏	令和6年 1月4日	浜松市天竜区 二俣町二俣2406番 地の2地先 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後4時05分頃、現地調査を終え天竜区役所南館へ帰庁するため、市道天竜車道西裏線から市道天竜車道笹岡線へ東進中、民地から道路上へ発進してきた相手方車両の左側前部と、公用車の右側面が接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市20% 相手方80%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、全職員に1人1人が公用車運転についての安全運転及び事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。</p>				
17	令和6年 4月11日	和解 一円	浜松市中央区 三組町 F氏	令和6年 1月5日	浜松市中央区 広沢三丁目26番5 号地先 交通事故（人身・物 損）
	<p>事故の状況 午後2時35分頃、公用二輪車にて国吉蜷塚線を東進中、交差点を右折しようとして方向指示器を出して減速したところ、公用二輪車の右後部と相手方二輪車の左前部が接触した人身・物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市50% 相手方50%</p> <p>なお、相手側に怪我、物損はないため、市側の損害額21,000円について、その半分の10,500円を相手方が市に対して支払うことで和解が成立した。</p> <p>対 策 運転にあたっては、常に事故のリスクがあることを念頭に周囲の状況に一層の注意を払うことを職員に徹底すると共に、四輪車より不安定で、路面状況など外的な影響を受けやすい二輪車の特性をよく理解するよう、改めて周知した。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
18	令和6年 4月25日	和 解 2,436,047円	浜松市中央区 西浅田一丁目 G氏	令和5年 7月13日	浜松市中央区 元城町217番地の7 地先 交通事故（人身）
<p>事故の状況 午前11時45分頃、国道152号を北進中、前方注視を怠り相手方車両後部に公用車の前部が接触した人身事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員に嚴重注意を行うとともに、事故原因を再認識させ運転の心構えを再教育した。また、所属職員に、これを教訓に事故防止に対する意識の徹底をするよう注意喚起した。</p>					

物損事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
19	令和6年 3月11日	和 解 313,324円	浜松市中央区 蛸塚一丁目 H氏	令和5年 11月20日	浜松市中央区 広沢二丁目51番1号 広沢小学校内 物損事故
<p>事故の状況 午後1時30分頃、相手方車両が広沢小学校正門から校内に進入する際、強風により門扉が閉まり、車両左側ドアに接触して損傷した物損事故である。</p>					

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
20	令和6年 3月28日	和 解 152,647円	浜松市浜名区 小松 I 氏	令和6年 1月12日	浜松市浜名区 小松1450番地 浜名小学校内 物損事故
	事故の状況 午前11時45分頃、相手方車両が浜名小学校北西門から校外に出ようとした際、強風により門扉が閉まり、車両左側ドアに接触して損傷した物損事故である。				
21	令和6年 4月22日	和 解 58,993円	浜松市天竜区 二俣町二俣 J 氏	令和6年 1月16日	浜松市天竜区 佐久間町中部9番1 浜松市公共駐車場 (中部)内 物損事故
	事故の状況 午後5時30分頃、浜松市公共駐車場(中部)のネットフェンスに設置されていた看板が強風により飛散し、相手方車両右側を損傷した物損事故である。				

工事請負契約の変更

専 決		工事の名称	契約金額		契約変更 年 月 日
番号	年 月 日		変更前	変更後	
22	令和6年 2月2日	浜松市立神久呂小学校 校舎改築工事（建築工 事）	1,075,800,000円	1,068,775,400円	令和6年 2月2日
<p>変更の理由 外構工事の一部取りやめに伴う減額変更 減額率 △0.65%</p>					
<p>工事の概要 校舎改築工事一式 ・校舎棟改築工事 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積3,687.88㎡ ・外構工事 等</p> <p>契 約 者 須山・浜建特定建設工事共同企業体 代 表 者 浜松市中央区布橋二丁目6番1号 須山建設株式会社 取締役社長 須山 雄造</p> <p>議決状況等 令和4年6月20日 第77号議案 原案可決 1,075,800,000円</p>					
23	令和6年 2月2日	浜松市立神久呂小学校 校舎改築工事（機械設 備工事）	344,300,000円	339,000,200円	令和6年 2月2日
<p>変更の理由 給食室のフード形状の変更等に伴う減額変更 減額率 △1.54%</p>					
<p>工事の概要 校舎改築工事に伴う機械設備工事一式 ・給排水衛生設備 ・空気調和換気設備 ・消火栓設備 ・浄化設備 等</p> <p>契 約 者 スヤマビルド・刑部特定建設工事共同企業体 代 表 者 浜松市中央区西山町1830番地の2 スヤマビルドサービス株式会社 取締役社長 高林 宏</p> <p>議決状況等 令和4年6月20日 第78号議案 原案可決 344,300,000円</p>					

令和5年度 浜松市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	アセットマネジメント推進事業（指定管理者制度事業）	95,604,000	95,604,000		38,240,000			57,364,000	
		再エネ・省エネ推進事業	92,300,000	92,300,000		36,918,000			55,382,000	
	10 スポーツ振興費	スポーツ施設運営事業（スポーツ施設整備事業）	86,460,000	84,150,000					84,150,000	
	11 生涯学習費	生涯学習施設運営事業（生涯学習施設整備事業）	30,426,000	30,426,000					30,426,000	
		文化財保護継承事業（文化財保存費助成事業（補助金））	6,427,000	6,427,000					6,427,000	
		秋野不矩美術館管理運営事業	12,100,000	12,100,000					12,100,000	
13 戸籍住民基本台帳費	市民窓口デジタル運営経費	86,312,000	86,312,000		64,418,000			21,894,000		
3 民生費	1 社会福祉費	障害者施設運営事業（施設整備事業）	33,722,000	33,722,000					33,722,000	
		障害福祉施設等物価高騰対策費助成事業（補助金）	33,310,000	33,310,000		13,323,000			19,987,000	
		老人福祉施設等物価高騰対策費助成事業（補助金）	7,145,000	7,145,000		2,857,000			4,288,000	
		電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金追加支給事業（人件費）	3,430,000	1,978,000		1,978,000				
		電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金追加支給事業（事務費）	196,714,000	179,737,000		179,737,000				
		電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金追加支給事業（給付費）	4,774,000,000	165,550,000		165,550,000				
		低所得者世帯物価高騰対応重点支援給付金支給事業（人件費）	1,186,000	1,186,000		1,186,000				
		低所得者世帯物価高騰対応重点支援給付金支給事業（事務費）	71,814,000	69,079,000		69,079,000				
	低所得者世帯物価高騰対応重点支援給付金支給事業（給付費）	1,785,000,000	1,455,600,000		1,455,600,000					
	2 児童福祉費	こども保護対策事業（児童家庭相談事業）	2,713,000	2,713,000			2,441,000		272,000	
		社会的養護推進事業（社会的養護体制整備事業）	2,854,000	2,854,000		1,141,000			1,713,000	
		社会的養護推進事業（里親支援事業）	975,000	975,000		389,000			586,000	
		市立保育所管理運営事業（保育材料及び児童給食賄料事業）	17,741,000	17,741,000		7,096,000			10,645,000	
		私立保育所等助成事業（私立保育所等事業費助成事業（補助金））	83,034,000	83,034,000		33,212,000			49,822,000	
	3 生活保護費	救護施設物価高騰対策費助成事業（補助金）	6,194,000	6,194,000		2,477,000			3,717,000	
	8 介護保険費	介護施設等物価高騰対策費助成事業（補助金）	148,902,000	148,902,000		59,559,000			89,343,000	
4 衛生費	1 保健衛生費	斎場施設整備事業	31,592,000	30,228,000					30,228,000	
		保健環境研究所管理運営事業	1,969,000	1,744,000					1,744,000	
		母子保健デジタル運営経費	1,980,000	1,980,000		1,980,000				
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	166,208,000	166,208,000		166,208,000				
	3 清掃費	ごみ収集事業（南清掃事業費）	12,596,000	12,596,000					12,596,000	
		ごみ収集事業（天竜環境事業所費）	13,605,000	13,605,000					13,605,000	
6 農林水産業費	1 農業費	農産物生産振興事業（施設整備等支援事業（補助金））	52,803,000	52,792,000			52,792,000			
	3 農地費	かんがい排水整備事業（かんがい排水整備市単独事業）	70,000,000	70,000,000					70,000,000	
	4 林業費	治山事業（県単独治山事業）	3,640,000	3,640,000			2,427,000	1,200,000	13,000	
		治山事業（市単独治山事業）	2,034,000	1,800,000					1,800,000	
		林道等整備事業（公共林道整備事業）	29,360,000	29,360,000			13,213,000	14,500,000	1,647,000	
		林道等整備事業（県単独林道整備事業）	130,439,000	125,251,000			50,106,000	74,400,000	745,000	
		林道等整備事業（市単独林道整備事業）	7,810,000	7,810,000				7,800,000	10,000	
	林道等整備事業（林道維持補修事業）	169,689,000	161,879,000					161,879,000		
5 水産業費	漁港管理事業（漁港整備事業）	23,370,000	23,370,000					23,370,000		
7 商工費	1 商工費	中小事業者等電力量料金高騰対策支援事業	636,000,000	636,000,000		254,393,000			381,607,000	
		中小企業脱炭素化推進事業（中小事業者等省エネ設備導入支援事業）	960,000,000	960,000,000		394,856,000			565,144,000	
		スタートアップ誘致事業	22,000,000	22,000,000		11,000,000			11,000,000	
		海外戦略推進事業（インバウンド推進事業）	100,000,000	100,000,000		39,998,000			60,002,000	
8 土木費	1 土木管理費	公共建築物長寿命化推進事業	12,573,000	12,573,000				8,700,000	3,873,000	
		公共建築物耐震化推進事業	3,762,000	3,762,000			968,000	1,900,000	894,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国庫支出金	県支出金	地方債 その他		
8 土木費	2 道路橋りょう費	交通安全施設等整備・修繕事業（国交付金事業）	614,260,000	490,860,000		269,973,000		202,800,000		18,087,000
		交通安全施設等整備・修繕事業（国県道単独事業）	143,559,000	99,631,000						99,631,000
		交通安全施設等整備・修繕事業（市道単独事業）	320,600,000	207,263,000						207,263,000
		市道整備事業（国交付金事業）	130,000,000	120,000,000		60,000,000		54,000,000		6,000,000
		市道整備事業（単独事業）	541,063,000	432,075,000				83,100,000		348,975,000
		国県道整備事業（国交付金事業）	875,594,000	820,278,000		436,326,000		364,400,000		19,552,000
		国県道整備事業（単独事業）	365,380,000	201,989,000						201,989,000
		道路整備推進事業	6,600,000	3,743,000						3,743,000
		三遠南信自動車道関連整備事業（国交付金事業）	717,040,000	49,040,000		26,972,000		19,800,000		2,268,000
		三遠南信自動車道関連整備事業（単独事業）	139,500,000	92,975,000						92,975,000
		道路維持修繕事業（国交付金事業）	1,268,302,000	918,386,000		495,502,000		359,500,000		63,384,000
		道路維持修繕事業（国県道単独事業）	80,000,000	23,586,000						23,586,000
		道路維持修繕事業（市道単独事業）	209,900,000	166,424,000						166,424,000
		道路維持修繕事業（長寿命化推進単独事業）	150,390,000	121,687,000				39,900,000		81,787,000
		道路防災事業（国交付金事業）	980,780,000	805,660,000		433,605,000		323,100,000		48,955,000
		道路防災事業（単独事業）	466,700,000	305,964,000				141,600,000		164,364,000
		橋りょう耐震補強事業（国交付金事業）	606,630,000	518,680,000		285,274,000		227,100,000		6,306,000
		橋りょう耐震補強事業（単独事業）	37,265,000	35,128,000						35,128,000
		過疎対策道路修繕事業（単独事業）	154,951,000	154,845,000				154,200,000		645,000
		自転車等対策事業（浜松駅周辺自転車等駐車場再整備事業）	10,153,000	10,019,000						10,019,000
	3 河川費	河川改良事業（国交付金事業）	520,000,000	520,000,000		198,000,000	24,666,000	293,800,000		3,534,000
		河川改良事業（単独事業）	582,600,000	538,444,000				190,100,000		348,344,000
		河川維持修繕事業（河川・排水路維持修繕事業）	80,000,000	67,960,000				13,000,000		54,960,000
	5 都市計画費	都市計画策定事業（都市防災推進事業）	21,000,000	21,000,000		7,000,000				14,000,000
		土地利用適正化事業（盛土規制区域基礎調査等事業）	74,286,000	74,286,000		37,143,000				37,143,000
公共交通推進事業（交通施設再整備事業）		215,000,000	212,352,000		88,154,000		64,900,000		59,298,000	
高塚駅北第二公共団地区画整理事業（単独事業）		5,070,000	4,565,000				4,100,000		465,000	
浜北中央北地区公共施設整備事業（国交付金事業）		140,210,000	48,300,000		24,150,000		21,500,000		2,650,000	
浜北中央北地区公共施設整備事業（単独事業）		20,738,000	13,851,000						13,851,000	
組合等区画整理支援事業（船明土地区画整理組合支援事業（補助金））		48,500,000	48,500,000						48,500,000	
組合等区画整理支援事業（浜北中央北土地区画整理組合支援事業（補助金））		30,800,000	30,800,000		8,450,000		9,300,000		13,050,000	
土地区画整理等調査事業（単独事業）		114,583,000	114,583,000						114,583,000	
都市計画道路整備事業（国交付金事業）		143,620,000	120,900,000		62,461,000		52,400,000		6,039,000	
都市計画道路整備事業（単独事業）		101,500,000	92,317,000						92,317,000	
街路整備推進事業		1,600,000	1,600,000						1,600,000	
都市下水路整備事業（単独事業）		20,000,000	20,000,000						20,000,000	
公園整備事業（国交付金事業）		19,000,000	11,400,000		5,700,000		5,000,000		700,000	
公園整備事業（単独事業）		5,640,000	5,639,000						5,639,000	
公園施設改良事業	74,142,000	61,822,000				10,000,000		51,822,000		
8 駐車場費	駐車場事業特別会計操出金	2,000,000	2,000,000		799,000				1,201,000	
9 消防費	1 常備消防費	地震対策消防水利整備事業（耐震性貯水槽設置事業）	26,345,000	25,025,000			1,828,000	22,700,000	497,000	
	2 非常備消防費	消防団施設運営事業（消防団庁舎整備事業）	12,439,000	12,439,000					12,439,000	
	5 公営企業会計支出金	水道事業会計負担金	1,012,000	1,006,000					1,006,000	
10 教育費	2 小学校費	小学校建設事業	609,070,000	609,070,000		134,914,000		248,800,000	225,356,000	
		小学校施設整備事業	44,580,000	44,580,000					44,580,000	
	3 中学校費	中学校建設事業	294,910,000	294,910,000		96,302,000		113,400,000	85,208,000	
	5 幼稚園費	私立幼稚園助成事業（私立幼稚園教育振興助成事業（補助金））	21,942,000	21,942,000		8,776,000			13,166,000	
		幼稚園事業運営経費	3,482,000	3,482,000		1,392,000			2,090,000	

一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
10 教育費	6 学校給食センター費	学校給食センター事業（学校給食食材購入事業）	32,057,000	32,057,000		12,822,000				19,235,000
	7 保健体育費	学校給食費管理事業	119,455,000	119,455,000		47,780,000				71,675,000
11 災害復旧費	1 災害復旧費	林業施設災害復旧事業（国庫補助事業）	552,000,000	442,463,000			224,174,000	10,300,000		207,989,000
		林業施設災害復旧事業（単独事業）	340,750,000	246,349,000				100,800,000		145,549,000
		農地・農業用施設災害復旧事業（単独事業）	77,000,000	77,000,000				49,200,000		27,800,000
		農地・農業用施設災害復旧事業（国庫補助事業）	94,900,000	94,900,000			43,954,000	2,000,000		48,946,000
		土木施設災害復旧事業（国庫補助事業）	3,957,960,000	1,558,503,000		1,039,496,000		516,400,000		2,607,000
		土木施設災害復旧事業（単独事業）	1,744,040,000	1,572,278,000				437,100,000		1,135,178,000
		市有財産災害復旧事業（単独事業）	207,591,000	207,591,000				207,500,000		91,000
計			28,208,282,000	18,005,239,000		6,782,186,000	416,569,000	4,450,300,000	6,356,184,000	

小型自動車競走事業特別会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 総務費	1 総務管理費	競走場施設改善費	2,497,000	2,497,000	2,497,000					
計			2,497,000	2,497,000	2,497,000					

駐車場事業特別会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 駐車場費	1 駐車場費	駐車場管理運営経費	2,000,000	2,000,000					2,000,000	
計			2,000,000	2,000,000					2,000,000	

令和6年 5月23日提出

静岡県浜松市長 中野 祐介

令和5年度 浜松市事故繰越し繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負 担行為 予定額	翌年 度繰 越額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国庫支出金	地方債		
8	2	交通安全施設等整備・修繕事業 (国交付金事業)	115,100,000	47,400,000	67,700,000	67,700,000		37,235,000	27,400,000	3,065,000	令和4年度から繰越していた(市)小池三島線(細島歩道橋)平面化工事及び(市)小池三島線信号機移設工事について、地権者交渉の長期化により、関係物件の移設に遅れが生じ、本体工事の着手に遅れが生じたため、事業の年度内完了が見込めなくなったもの。	
		交通安全施設等整備・修繕事業 (市道単独事業)	10,000,000		10,000,000	10,000,000				10,000,000	上の、国交付金事業と一体で行う工事について、年度内完了が見込めなくなったもの。	
	3	河川管理対策事業 (ポンプ場等維持管理事業)	64,449,000	38,660,000	25,789,000	25,789,000				25,789,000	令和4年度から繰越していた(普)山東65号排水路(二光樋門)修繕工事について、令和6年1月、工事の進捗により不可視部分の部材の損傷が判明し、部材の修繕に約2ヶ月の不測の日数を要したことから、年度内完了が見込めなくなったもの。	

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国庫支出金	地方債		
11	1	土木施設災害復旧事業 (国庫補助事業)	円 34,650,000	円 13,860,000	円 20,790,000	円 20,790,000	円 6,900,000	円 13,866,000		円 24,000	令和4年度から繰越していた(市)天竜上百古里大平線復旧工事について、令和5年6月の台風第2号で資材搬入路が通行不能となり、工事が中断された結果、年度内完了が見込めなくなったもの。	
		土木施設災害復旧事業 (単独事業)	円 45,000,000		円 45,000,000	円 45,000,000				円 45,000,000	令和4年度から繰越していた(普)皆原1号排水路河川災害復旧工事について、令和5年6月の台風第2号で資材搬入路が通行不能となり、工事が中断された結果、年度内完了が見込めなくなったもの。	
計			269,199,000	99,920,000	169,279,000	169,279,000	6,900,000	51,101,000	27,400,000	83,878,000		

令和 6年 5月23日提出

静岡県浜松市長 中野 祐介

令和 5 年度 浜松市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	他会計負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	改良費	円 71,940,000	円 13,200,000	円 58,740,000	円	円	円 1,006,000	円 57,734,000	円	円	半導体供給不足による部材製作の遅れ及び同調して行われる道路工事等の進捗に合わせたことに伴い不測の日数を要したため、翌年度へ繰越となった。
計			円 71,940,000	円 13,200,000	円 58,740,000			円 1,006,000	円 57,734,000			

令和 6年 5月23日提出

静岡県浜松市長 中野 祐介

令和5年度 浜松市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共整備事業費	円 2,960,731,000	円 610,010,000	円 2,350,721,000	円 987,631,050	円 1,361,700,000	円	円 1,389,950	円	半導体供給不足による資機材調達の遅れ及び他機関との調整に時間を要したことなどに伴い不測の日数を要したため、翌年度へ繰越となった。	
		特定環境保全公共整備事業費	34,244,100	12,760,000	21,484,100	9,200,000	12,200,000	84,100				
		改良費	54,385,100	18,120,000	36,265,100		34,200,000	2,065,100				
	2 コンセッション整備事業費	コンセッション整備事業費	543,060,000	9,000,000	534,060,000	324,330,000	209,600,000	130,000				
計			3,592,420,200	649,890,000	2,942,530,200	1,321,161,050	1,617,700,000		3,669,150			

令和 6年 5月23日提出

静岡県浜松市長 中野 祐介

